5. 用語解説

あ 行

■アクセシビリティ（p26）

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

■一般就労（p29）

福祉施設等ではなく、企業などへの就職、在宅での就職及び自らの企業などによる就労のこと。

■医療的ケア児（p21）

人工呼吸器、胃ろう、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

■インクルージョン（p38）

公定訳は「包容」。障がいの有無によって分け隔てられることなく社会に受け入れられることを示す理念。障害者権利条約第19条では「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」とされています。

か 行

■基幹相談支援センター（p21）

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障がい者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに各法律に基づき相談等の業務を総合的に行うことを目的とする相談機関。

■基準該当障がい福祉サービス（p22）

障害者総合支援法や児童福祉法の指定サービス事業者の要件の一部を満たしていない事業所のうち、介護保険事業所等の一定の基準を満たす事業所が障がい者等を受け入れて行うサービス。

■強度行動障がい（p33）

何度も繰り返される激しい他害・自傷、特定の行為、睡眠リズムの乱れ、多動等の行動が、通常では考えられない頻度や形式でみられ、日常生活に困難を生じている状態。

■筋萎縮性側索硬化症（ALS）（p52）
　指定難病の一つ。筋肉を動くように指示する信号を送る神経（運動ニューロン）がゆっくり壊れていくことにより、足・のど・舌の筋肉や呼吸に必要な筋肉がだんだんやせて力がなくなっていく病気で重い身体障がいを引き起こします。

■高次脳機能障がい（p4）
　事故等による頭部外傷で脳が損傷されたことにより、言語コミュニケーション、注意・記憶、感情の抑制等に困難が生じ、日常生活や社会生活が困難になっている状態のこと。

■合理的配慮（p1）
　障がいのある人とない人と同じ権利を行使できるよう、障がいのある人一人一人の状態や、場面に応じて生じる障がい・困難さなどの社会的障壁を取り除くために必要な調整や変更のこと。

さ 行

■社会資源（p6）
　利用者がニーズを充足したり、問題を解決するために活用される各種の 制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。

■社会的障壁（p4）
　障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会にお ける事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度、慣行（障がいのある方の存在を 意識していない慣習、文化など）及び観念（偏見など）その他一切のものをいう。

■手話通訳（p21）
　聴覚障がいがある人との会話、事務手続等の場面でコミュニケーションを、手話を使って支援すること。

■自立支援医療（p11）
　指定医療機関において、精神疾患の継続的な通院医療を行う場合に医療費の一部が公費で負担される制度。所得に応じて上限額が決められています。

■自立支援給付（p14）
　障がいの種別にかかわらず、障がいのある人が必要なサービスを受けることができる制度。サービスの提供を受けるためには、受給者証の交付を受けた後、事業者との契約が必要です。サービスを受けるために必要な費用から利用者負担額を差し引いた額を、行政が障がい福祉サービス費として支給します。

■自立支援協議会（p5）

地域の、様々な分野の障がい福祉に関係する機関・関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う、地域の障がい福祉の中核的組織。障害者総合支援法により設置が法定化されています。

■自立支援審査支払等システム（p42）

障がい福祉サービスについては、市町村がサービス提供事業者からの請求に基づき、内容を審査のうえ支払うこととされています。審査支払事務の一元化を図るため、国保連合会が全市町村の委託を受け支払事務を行っています。事業所の請求受付から市町村の支払まで一連の事務処理をシステム化し、障がい福祉サービス費・障がい児支援給付費等について全国共通の審査支払システム（障害者総合支援給付審査支払等システム）を導入することにより、障がい福祉サービス費等の請求・審査・支払等の事務の効率化と平準化を図るものです。

■重症心身障がい（p29）

重度の知的障がいと重度の身体的障がいが重複している状態のこと。

■障がい支援区分（p12）

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。区分認定は認定調査員による区分調査と医師の意見書などを根拠にコンピューターによる一次判定と審査会による二次判定により決定されます。

■障がい者就業・生活支援センター（p27）

地域において生活している、就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。

■障がい福祉サービス（p1）

障がい福祉サービスには介護の支援を受ける「介護給付」、自立訓練や共同生活援助といった訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。ただし、障がいがある方であれば誰でもサービスが受けられるとは限りません。 なかでも介護給付は、「障がい支援区分」によって受けられるサービスが異なります。

■成年後見制度（p1）

認知症、知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な人の財産管理や契約などを、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人に代わって行う制度。制度を利用するときは、本人、配偶者、四親等内の親族が家庭裁判所に申し出ることが必要ですが、身寄りが無い人の場合は、市区町村長が申立てを行います。

■遷延性意識障害（p52）

疾病・外傷により種々の治療にもかかわらず、3か月以上にわたる、①自力移動不能、②自力摂食不能、③糞便失禁状態、④意味のある発語不能、⑤簡単な従命以上の意思疎通不能、⑥追視あるいは認識不能の6項目を満たす身体状態のこと。いわゆる植物状態。

■相談支援（p6）

障がいのある人やその家族から相談を受けて、福祉サービスを受けるための手続きを行ったり、様々な福祉サービスの情報を提供したり、助言を行ったりする障がい福祉サービス。

■相談支援専門員（p26）

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスを利用するために必要となる利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がいのある人の全般的な相談支援を行う専門職。介護保険におけるケアマネージャーに相当する役割を担っています。

た

■地域生活支援拠点等（p29）

障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための相談や体制づくりを市町村の実情に応じて柔軟に実施できるよう定めた制度。

➡関連　p33

■地域生活支援事業（p2）

日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業。

➡関連　p14, 18

な 行

■内部障がい（p8）

身体障がいのうち、心臓、腎臓、呼吸器、肝臓、膀胱、直腸、小腸、免疫の機能障がいのことをいい、外見からはわかりにくいが、周囲の理解と配慮が必要な障がいです。

は 行

■発達支援（p5）

治療と教育を基礎とする「療育」の概念を発展・拡大させたものです。障がい児本人だけでなく、その家族への支援、保育所などの地域機関への支援を含めた包括的なサポートを指します。

■発達障がい（p4）
脳の機能の偏りによる障がいで、極端な得意・不得意があることや、環境や周囲の人との関係を作りにくいといった特性があることで、日常生活や社会生活に困難が発生しやすく、その困難さは十人十色です。発達障害者支援法において、「発達障がい」は「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

■バリアフリー（p26）
障がいある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いですが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味。

■避難行動要支援者（p27）
高齢者や要介護認定者、重度の障がい者、難病患者等のうち、災害が発生し、または発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難で、支援を要する人のこと。

■ヘルプマーク・ヘルプカード（p43）
援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない人（義足、内部障がい、難病、妊娠初期の人など）が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的としたマーク。主にカバン等にぶら下げて利用する「ヘルプマーク（ストラップ）」と、主に財布等に入れて必要な時に対処法等を周囲に伝える「ヘルプカード」があります。

■福祉的就労（p27）
一般就労が困難な障がいのある人が、福祉的なサポートを受けながら働くこと。

や 行

■ユニバーサルデザイン（p26）
バリアフリーは、障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

■要約筆記（p21）
中途失聴の人向けの意思疎通支援の方法で、話し手の話す内容を要約して筆記し、伝える方法。主にPCを使って作成したテキスト画面をプロジェクターに投影する方法が用いられています。